

2017年12月28日

ZAPPALLAS

株主各位

会社名 株式会社ザッパラス
代表者名 代表取締役会長兼社長 川嶋 真理
(コード番号 3770 東証第一部)
問合せ先 取締役 小林 真人
TEL 03-5656-2758 (代表)

新株予約権の発行に関する取締役会決議公告

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

現在当社は、潜在顧客層との新たな接点作りに向けて「占いTV」及び「占いフェス」（以下「本サービス」という）へ集中的に資本を投下している状況にあります。この度、本サービスの制作に関する業務委託契約を締結するにあたり、当該業務委託先からその対価を将来における企業価値向上に紐づく形で受け取りたい旨の申し出があり、当社としても中長期的な視点でサービス全体の成功を意識した取り組みが期待できるとの判断から、対価の支払い方法を現金の支払いに代えて新株予約権にて付与する事と致しました。

本件委託業務の内容は将来に向けて本サービスの成長に大きな影響を与え得るものであり、当該業務委託先におかれまして、単に契約上規定された業務を遂行するのみならず、本サービス全体の成功、ひいては当社の企業価値向上に一層の意識を向けていただくことを企図したものと云えます。

業務委託先に対する報酬として発行するものであり、発行する本新株予約権の数に発行価格を乗じた金額が本件業務委託報酬と同額になるよう本新株予約権の個数を決定しております。また、行使価額を1円に設定することで、本新株予約権の公正価値が現在の当社株式価値に可能な範囲で近似するよういたしました。かかる業務委託先におかれましては、公正価値により発行された予約権の行使により当社株式を取得する事になりますが、将来企業価値が向上した暁にはより大きな収入を得る可能性がある一方、株価が下落することにより収入が減少するリスクも受容しており、既存株主の皆様にとりましても妥当な取り組みであると考えております。

なお、本件委託業務の目的となる役務の提供は、契約期間にわたって時間の経過に伴い実施されていくものであることから、段階的に行使が可能となるよう行使条件を設定しております。

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の0.19%に相当します。しかしながら本件委託業務の遂行にあたって業務委託先による企業価値向上への取り組みが期待できることから、本新株予約権の発行による株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

264個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式26,400株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権1個あたり37,714円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（以下、「赤坂国際会計」という。）が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。そのため、本新株予約権の払込金額は本新株予約権の公正価値と等しい金額であり、有利発行には該当しない。

なお、赤坂国際会計は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2017年12月27日の東京証券取引所における当社株価の終値403円/株、株価変動性25%、予定配当額5円、無リスク利率マイナス0.1%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額1円/株、満期までの期間、時間経過による行使可能割合）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただしかかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2018年2月

1日から2023年1月31日までとする。

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

ア 新株予約権者は2018年2月1日以降、次の各号の条件により権利行使できるものとする。

(a) 2018年2月1日から2018年5月31日までの間

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の40%まで

(b) 2018年6月1日から2018年9月30日までの間

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の70%まで

(c) 2018年10月1日以降

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数

イ 権利行使可能時点において、新株予約権者が当社と別途締結する、業務委託契約が有効である事、または当該契約を満了している事。

ウ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

エ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

オ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

カ その他の条件については、別途締結する新株予約権割当契約に定めるところに従う。

4. 新株予約権の割当日

2018年1月12日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併に関する合併契約、当社が分割会社となる会社分割に関する分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換に関する株式交換契約もしくは当社が完全子会社となる株式移転に関する株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することが

できる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合、当社は組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対しそれぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

金銭の払い込みを要しないものとする。

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

社外協力者 1名 264個

III. 割当予定先の選定理由等

1. 割当予定先の概要

割当予定先の概要	氏名：田中 泰延	
当社と割当予定先との関係	出資関係	無し
	人事関係	無し
	資金関係	無し
	取引関係	当社事業である「占いTV」および「占いフェス」への出演及びコピーライティング業務等制作関連業務を委託する予定としております。

なお本新株予約権の付与にあたり、当社は割当予定先である社外協力者に対し、日経テレコンを利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査いたしました。その結果、割当予定先に反社会的勢力等との関わりを疑わせる結果はありませんでした。また、当社は割当予定先の社外協力者に対して反社会的勢力との関わりの有無について聞き取り調査を行い、何らの関わりがないことを確認するとともに、東京証券取引所に「割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書」を提出しております。

2. 割当予定先を選定した理由

現在当社が注力しております、占いTV事業および占いフェス事業において当該社外協力者に出演及びコピーライティング等制作関連業務を委託する予定であり、その委託業務の対価として新株予約権を付与するものであります。これは委託業務先におかれまして契約上規定された業務を完了することのみならず、サービス全体の成功、ひいては当社の企業価値向上に一層の意識を向けていただくことを企図したものであります。

3. 割当予定先の保有方針

当社は、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。なお本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

以上